

【第四回目】働く人、企業法人側のメリットと申請方法は

今回は、この制度を利用するメリット等について、働きながら受給できる人、そして企業・法人側に分けて説明いたします。また、申請方法について説明いたします。

1. 働く人・企業側のメリット

	個人	企業・法人側
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・通院等で休みが多くなり、欠勤扱いとなった際、休業補償の一部となる ・60歳定年後の年金受給年齢(65歳)迄のつなぎ生活資金となる ・在職中に申請取得すると、企業側の支援を得られやすい ・障害による給与等の減額は無い。 (障害者差別解消法により保障) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の採用は、社会的企業価値の向上につながる。 ・障害者の配置等は、官公庁応札条件にもなりえる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の中で、他の社員等からの偏見がみられる場合がある ・手続きが面倒くさい 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請等の代行負担等

2. 申請方法等

申請は、本人またはご家族等がおこないますが、その他、社会保険労務士(国家資格)の中でも「障害年金専門」の人がいますので、このような専門家に依頼するのがよいでしょう。理由として、下記事項が挙げられます。

- ① まず、障害の「初診日」が不明確な際、これまでかかった病院に診断書の依頼があります。特に精神障害等の初診日は、病院側と家族等でやりとりするので大変な労力となります。(年金機構指定用紙の「受診状況等証明書」利用)
- ② 初診日が明確になった後、障害認定期間(1年6カ月経過後)、及び現在の傷病状況等の「診断書」(年金機構指定用紙)が必要となります。初診日と同一病院であればよいのですが、異なった複数の病院で治療を受けた場合、それぞれの「診断書」が必要となり手間がかかります。
- ③ また、障害の原因となった日からの現在に至るまでの「病歴・就労状況等申立書」を記載する必要があります。(申立書は日本年金機構の指定用紙)

- ④ 上記の申立書や診断書は各病院から提出される場合(複数の医療機関で診察治療している場合)、内容の記述に矛盾があると、その訂正や依頼のため病院に足を運んだりすることになります。
- ⑤ 申し立て書類内容より、想定の障害の等級より低くなったり、受給を受けられない場合があります。

もちろん、ご本人またはご家族等が行うことは可能です。

まずは、初診日の確定後、年金事務所(日本年金機構)の窓口にて予約相談することになります。なお、一般的に申請までの準備期間(診断書を得る)に数カ月、申請後に通知が来るまでに4カ月はかかるでしょう。

なお、認定後、障害年金額は初診日に遡り受給されます。

以上